

平成 29 年 7 月 20 日

農協委員長 殿

J A 串間市大東
金融共済課

平成 29 年度の地域・農業活性化事業新規施策の取組みにかかる
助成について

標記の件につきまして、共済事業におきましても農業者の所得増大に向けた農業振興・地域生活支援の取組みを実施することとなりました。

つきましては、各地区におかれまして助成の案内をしていただきますようお願いいたします。

記

1. 取組施策

(1) 鳥獣被害防止対策にかかる助成

野生鳥獣による農作物被害防止のためイノシシ・シカ・サル等への電気柵侵入防止の整備など購入代金の一部を助成することで、生産者の収益基盤の強化と地域農業基盤の維持・発展に貢献します。

2. 助成内容について

(1) 鳥獣被害防止対策助成金

新規に購入した鳥獣被害防止柵一式等に対して、実費の半額を助成します。(ただし、半額助成は上限が10万円で、市町村等の実施する補助金等を除いた金額とします。)

県域の枠を超えた場合、助成金額が変動する可能性があります。

3. 助成対象期間について

平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

県域の枠を超えた場合、対象期間が短縮する可能性があります。

4. 資材の新規購入先

J A 串間市大東 経済課 農機センター (0987-74-1164)

5. 本件に関するお問合わせ先

J A 串間市大東 金融共済課 共済 (0987-74-1101)

以 上